

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

#### 佐賀県規則第四十号

##### 佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の様式第二十三号の項中「第六十六条の四第二項、第四項、第六項及び第八項」を「第六十六条の四第二項」に、「第六十六条の六第二項、第六十六条の七第三項並びに第六十六条の八第二項」を「及び第六十六条の六第二項、第六十六号の七第三項並びに第六十六号の八第二項」に、「第六十六号の六第二項、第四項、第六項及び第八項」を「第六十六号の四第二項」に、「第六十六号の六第二項、第六十六号の七第三項、第六十六号の八第二項並びに附則第十七条第三項」を「及び第六十六号の六第二項」に改め、同表の様式第二百二号その一の項中「納税証明書（継続検査用）」を「自動車税納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用）」に改め、同表の様式第二百二号その二の項、様式第九号その一の項及び様式第九号その二の項中「継続検査用」を「継続検査用・構造等変更検査用」に改める。

第七条の二の三第一項第二号中「及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

様式第三号その六の裏中「第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する」に改める。

様式第 11-13 号

市街地再開発組合等の取得	組合員等(参加組合員を除く。)への譲渡年月日		土地	・
			家屋	・
事業協同組合等の取得	組合員又は所属員への譲渡年月日			・
				・
農地保有合理化法人等の農地の取得	譲渡年月日			・
	交換年月日			・
土地改良区の換地の取得	譲渡年月日			・
				・
外国人留学生の寄宿舎の取得	外国人留学生の寄宿舎の用に供した年月日	土地	・	
		家屋	・	

を

再開発会社の取得	譲受け予定者等への譲渡年月日	土地	・
		家屋	・
農地保有合理化法人等の農地の取得		譲渡年月日	・
		交換年月日	・
土地改良区の換地の取得		譲渡年月日	・

に

改め、同様式の第 11-13 号を「市街地再開発組合等」の「再開発会社」の「組合員等(参加組合員を除く。)」の「譲受け予定者等」の「譲渡年月日」に

「市街地再開発組合等」の「再開発会社」の「組合員等(参加組合員を除く。)」の「譲受け予定者等」の「譲渡年月日」に

土地改良区の換地の取得	譲渡予定年月日		・
			・
外国人留学生の寄宿舎の取得	外国人留学生の寄宿舎の用に供する予定年月日	土地	・
		家屋	・

を

土地改良区の換地の取得	譲渡予定年月日	・
-------------	---------	---

に

改め、同様式の第 11-13 号を「市街地再開発組合等」の「再開発会社」の「組合員等(参加組合員を除く。)」の「譲受け予定者等」の「譲渡年月日」に

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第七条の二の三及び様式第三号その六の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則様式第三号その六による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。